

審査庁：釜石市長

諮問日：令和5年1月17日（令和5年（不服）諮問第3号）

答申日：令和5年4月11日（令和5年（不服）答申第3号）

事件名：補助金の不交付決定取消し事件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本審査請求は却下されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、令和3年12月20日に釜石市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、補助金不交付決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。
- (2) 原処分は、補助金の不交付という極めて重い決定をしている。処分庁は、変更の理由について、第三者である市の連携協定先の団体の決定のみを根拠としており、処分庁自身は調査を行っていなかった。そのため、原処分は、処分庁の意思決定を第三者の決定に依存しており、正常ではない。

### 第3 審査庁の説明の要旨

#### 1 本審査請求の経緯

- (1) 処分庁は、令和3年10月29日、審査請求人から提出された補助金交付

申請書を受理した。

(2) 処分庁は、令和3年12月20日、原処分をした。

## 2 審査庁としての考え方

(1) 審査庁としては、審査請求人の構成員の1人が信用を失墜する行為を行ったため、市の連携協定先の団体から、今後、審査請求人との関係を持たないとの通知があったことから、疑念が晴れるまでの間、原処分を行うことにした。そのため、本審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 審理員としては、補助金の交付は原則として私法上の贈与に類するものであること、釜石市補助金交付規則（以下「規則」という。）及び釜石市補助金交付要領（以下「要領」という。）については、補助金等の交付に関する内部手続を定めた内部規則に過ぎないため、原処分は、行政不服審査法（以下「法」という。）第2条の「処分」に該当しない。そのため、本審査請求は却下とすることが相当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から審理員意見書、弁明書及び反論書を收受
- ③ 同年2月8日 審議
- ④ 同年2月24日 審理員から資料を收受
- ⑤ 同年3月22日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 原処分について

審理員としては、原処分が、法第2条の「処分」に該当しないとする。

原処分が、法第2条の「処分」に該当しなければ、そもそも審査請求の対象

とならないため、まずこの点について判断をする。

## 2 処分該当性

- (1) 法第2条の「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいい（法第1条第2項）、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。
- (2) 原処分についてみると、規則第5条に基づくものと考えられる。また、規則第5条については、要領第4条によって、審査及び現地調査の確認する点が規定されている。

規則の目的は、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定による補助金の予算執行の適正化を図るため、補助金の交付申請、交付決定その他補助金の交付に関し必要な事項を定めること」にある（規則第1条）。要領の趣旨は、規則に定めるもののほか、「補助金の交付に関し必要な事項を定める」ことにある（要領第1条）。規則や要領全体としても、補助金の交付に関して必要な手続を規定したものである。また、規則や要領は、法令や条例の委任を受けているわけではない。このような規則や要領の性質からすれば、規則や要領は、本来贈与である補助金の交付について、内部的な手続を規定したものといえることができる。

そうすると、規則第5条に基づく原処分については、贈与契約に関して、法令に根拠を持たないものであって、いずれも公権力の主体たる公共団体が直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものとはいえない。したがって、原処分は、法第2条の「処分」には該当しない。

## 3 結論

以上のことから、原処分は、法第2条の「処分」には該当しないため、本審査請求は却下すべきであると判断した。

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

会長 細 川 恵 喜

委員 小井土 祥 子

委員 猪 又 信 幸

委員 佐々木 八重子